

令和6年9月長野市議会定例会提出条例案について

| 総件数 | | 11 |
|--------|------|----|
| 内 訳 | 新規制定 | 1 |
| | 一部改正 | 10 |
| | 廃止 | 0 |

1 長野市日原財産区の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

| | |
|------|--|
| 担当課 | 総務部管財課 |
| 理由 | 長野市日原財産区を廃止することに伴い、関係条例の整理を行うもの |
| 主な内容 | (1) 長野市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正 長野市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定中日原財産区に係る規定を除く。 (2) 長野市財産区特別会計設置条例の一部改正 長野市財産区特別会計設置条例から日原財産区特別会計を除く。 (3) 長野市日原財産区基金条例等の廃止 次に掲げる条例を廃止するものと定める。 ア 長野市日原財産区基金条例 イ 長野市日原財産区管理会条例 ウ 長野市日原財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例 |
| 施行期日 | 令和6年12月28日。ただし、(3)アについては、公布の日 |

2 長野市印鑑条例の一部を改正する条例

| | |
|------|--|
| 担当課 | 地域・市民生活部市民窓口課 |
| 理由 | 印鑑の登録を受けている旨を証するものとして交付している印鑑登録手帳（以下「印鑑手帳」という。）を、カード型の印鑑登録証（以下「印鑑登録証」という。）に変更することに伴い、改正するもの |
| 主な内容 | (1) この条例中「印鑑手帳」を「印鑑登録証」に改める。 (2) 印鑑の登録を受けた者（以下「印鑑登録者」という。）は、当該印鑑登録証を毀損し、又は汚損したとき（当該印鑑登録証に記載されている登録番号が確認できなくなったときを除く。）は、当該印鑑登録証を添えて、印鑑登録証の引換交付を申請することができるものと定める。 |

| | |
|------|--|
| | <p>(3) 印鑑登録者は、印鑑登録証に記載されている登録番号が確認できなくなったときは、印鑑登録廃止申請書に当該印鑑登録証を添えて、市長に当該印鑑登録の廃止を申請しなければならないものと定める。</p> <p>(4) 市長は、印鑑登録者又はその代理人が本市の窓口において印鑑登録証を提示して印鑑登録の証明を受けようとする場合に、当該印鑑登録証に記載されている登録番号が確認できないときは、印鑑登録の証明を行わないものと定める。</p> |
| 施行期日 | 令和7年1月1日 |

3 長野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

| | |
|------|---|
| 担当課 | 総務部職員課、教育委員会事務局学校教育課 |
| 理由 | 本市職員に給与を支給する際に、当該給与から控除することができる項目（以下「控除項目」という。）を見直すことに伴い、改正するもの |
| 主な内容 | <p>(1) 長野市職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>本市職員（会計年度任用職員及び長野市立学校の学校職員（以下「学校職員」という。）を除く。以下同じ。）の控除項目に、長野市保育所その他の市長が別に定める施設に勤務する職員に係る給食費及び職員相互間の親睦団体の会費等を加える。</p> <p>(2) 長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>本市職員の控除項目に係る規定は、会計年度任用職員（学校職員である会計年度任用職員を除く。）の控除項目について準用するものと定める。</p> <p>(3) 長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>学校職員の控除項目に、当該学校職員に係る給食費及びPTA会費並びに職員相互間の親睦団体の会費等を加える。</p> |
| 施行期日 | 公布の日 |

4 長野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

| 担当課 | 保健福祉部福祉政策課 | | | | |
|-------------|--|-----|-----|-------------|----------------|
| 理由 | 国民健康保険法等の一部改正により、医療保険の被保険者証が廃止されること等に伴い、改正するもの | | | | |
| 主な内容 | <p>福祉医療費給付金の支給を受けることができる者が保険医療機関等を受診したときに、当該保険医療機関等に提示する書面の一部を次のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">医療保険の被保険者証等</td> <td style="text-align: center;">個人番号カード又は各保険者が</td> </tr> </tbody> </table> | 改正前 | 改正後 | 医療保険の被保険者証等 | 個人番号カード又は各保険者が |
| 改正前 | 改正後 | | | | |
| 医療保険の被保険者証等 | 個人番号カード又は各保険者が | | | | |

| | | |
|------|-----------|--------------------------------|
| | | 交付する医療保険の被保険者等の資格に係る情報が記載された書面 |
| 施行期日 | 令和6年12月2日 | |

5 長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例の一部を改正する条例

| 担当課 | 企画政策部交通政策課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|--|--------|---------|-----|--|-----|--|------|----|------|----|--------|---------------------|--------|---------|--------------|-----------------------------|-----|---------------------------|------------------------|
| 理由 | 長野市有償旅客運送自動車（以下「市バス等」という。）の路線のうち、戸隠地区及び鬼無里地区の路線に係る運送方法等を見直すことに伴い、改正するもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主な内容 | <p>(1) 戸隠・鬼無里線に係る大人（中学生以上の者をいう。以下同じ。）1人当たりの普通旅客運賃は、次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める金額とするものと定める。</p> <p>ア 乗車する停留所及び降車する停留所のいずれもが戸隠地区内の停留所である場合 200円</p> <p>イ 乗車する停留所及び降車する停留所のいずれもが鬼無里地区内の停留所である場合 200円</p> <p>ウ 乗車する停留所又は降車する停留所の一方が戸隠地区内の停留所であり、他の一方が鬼無里地区内の停留所である場合 400円</p> <p>(2) デマンド運送（旅客の事前の申込みに応じて、一定の範囲内で定めた路線において旅客を運送することをいう。以下同じ。）及び一部デマンド定期路線運送（路線を定めて定期に旅客を運送することに併せて一部の区間等においてデマンド運送を行うことをいう。以下同じ。）を行う市バス等の路線の一部を次のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>運送方法</th> <th>路線</th> <th>運送方法</th> <th>路線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デマンド運送</td> <td>戸隠線 鬼無里地域 振興線</td> <td rowspan="2">デマンド運送</td> <td rowspan="2">戸隠・鬼無里線</td> </tr> <tr> <td>一部デマンド定期路線運送</td> <td>参宮線 西部線 南鬼無里線 大望峠線</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 戸隠・鬼無里線に係る運行日を次のように定める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">運行日</td> </tr> <tr> <td>月曜日から金曜日まで。ただし、次に掲げる日を除く。</td> </tr> <tr> <td>(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</td> </tr> </table> | | | 改正前 | | 改正後 | | 運送方法 | 路線 | 運送方法 | 路線 | デマンド運送 | 戸隠線 鬼無里地域 振興線 | デマンド運送 | 戸隠・鬼無里線 | 一部デマンド定期路線運送 | 参宮線 西部線 南鬼無里線 大望峠線 | 運行日 | 月曜日から金曜日まで。ただし、次に掲げる日を除く。 | (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 |
| 改正前 | | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運送方法 | 路線 | 運送方法 | 路線 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| デマンド運送 | 戸隠線 鬼無里地域 振興線 | デマンド運送 | 戸隠・鬼無里線 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一部デマンド定期路線運送 | 参宮線 西部線 南鬼無里線 大望峠線 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運行日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 月曜日から金曜日まで。ただし、次に掲げる日を除く。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|----|---|
| | | (2) 8月13日から同月16日までの日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 | | |
| (4) 戸隠・鬼無里線に係る定期旅客運賃を次のように定める。 | | | | |
| 区分 | | | | 金額 |
| 通学 定期 券 | 乗降車する停留所のいずれもが戸隠地区内又は鬼無里地区内の停留所である場合 | 大人 | 1月 | 4,800円 |
| | | | 3月 | 13,680円 |
| | | | 6月 | 25,920円 |
| | | 小人 | 1月 | 2,400円 |
| | | | 3月 | 6,840円 |
| | | | 6月 | 12,960円 |
| | 乗降車する停留所の一方が戸隠地区内の停留所であり、他の一方が鬼無里地区内の停留所である場合 | 大人 | 1月 | 9,600円 |
| | | | 3月 | 27,360円 |
| | | | 6月 | 51,840円 |
| | | 小人 | 1月 | 4,800円 |
| | | | 3月 | 13,680円 |
| | | | 6月 | 25,920円 |
| 片道通学定期券 | | | | 通学定期券の金額に100分の50を乗じて得た金額 |
| 通園定期券（1月）（乗車する停留所及び降車する停留所のいずれもが戸隠地区内又は鬼無里地区内の停留所である場合） | | | | 2,400円（同一の世帯に保育所、幼稚園等に通所等する幼児が2人以上いるときは、2人目以降については、1人につき1,500円） |
| 施行期日 | 令和7年4月1日 | | | |

6 長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

| | |
|------|---|
| 担当課 | 経済産業振興部商工労働課 |
| 理由 | 長野市南部勤労青少年ホーム及び長野市北部勤労青少年ホームを廃止することに伴い、改正するもの |
| 主な内容 | (1) 長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 長野市勤労青少年福祉施設から長野市南部勤労青少年ホームを除く。 (2) 長野市勤労青少年福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 ア 題名を「長野市中部勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例」に改める。 イ 長野市勤労青少年福祉施設から長野市北部勤労青少年ホームを除く |

| | |
|------|--------------------------------------|
| | く。 ウ その他条文を整備する。 |
| 施行期日 | (1) については令和6年10月10日。(2) については同年11月1日 |

7 長野市戸隠観光施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

| | | | |
|---------------|--|----------------------|-----------|
| 担当課 | 観光文化部観光振興課北部産業振興事務所 | | |
| 理由 | 長野市戸隠スキー場のスキーリフトの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を見直すことに伴い、改正するもの | | |
| 主な内容 | スキーリフトの利用料金の額の範囲を次のように改める。 | | |
| | 区分 | 改正前 | 改正後 |
| 1回の乗車 | 一般・シニア | 200円以上 400円以下 | 2,000円以下 |
| | 中学生以下 | 100円以上 300円以下 | 1,500円以下 |
| 10回の乗車 | 一般 | 2,000円以上 4,000円以下 | 9,500円以下 |
| | シニア | 2,000円以上 4,000円以下 | 9,000円以下 |
| | 中学生以下 | 1,000円以上 2,500円以下 | 5,500円以下 |
| 半日不定回数 の乗車 | 一般 | 2,000円以上 4,000円以下 | 9,000円以下 |
| | シニア | 1,500円以上 3,500円以下 | 8,000円以下 |
| | 中学生以下 | 1,500円以上 2,500円以下 | 5,000円以下 |
| 1日不定回数 の乗車 | 一般 | 3,000円以上 5,000円以下 | 12,000円以下 |
| | シニア | 2,000円以上 4,500円以下 | 11,000円以下 |
| | 中学生以下 | 2,000円以上 3,000円以下 | 7,000円以下 |
| 2日不定回数 の乗車 | 一般 | 6,000円以上 9,000円以下 | 21,500円以下 |
| | シニア | 4,000円以上 7,500円以下 | 20,000円以下 |
| | 中学生以下 | 3,500円以上 | 12,500円以下 |

| | | | | |
|-----------------------|-----------|------------------------|----------|------------|
| | | | 5,500円以下 | |
| 3日不定回数 の乗車 | 一般 | 8,000円以上 13,000円以下 | | 30,000円以下 |
| | シニア | 6,000円以上 10,500円以下 | | 27,500円以下 |
| | 中学生以下 | 5,000円以上 8,000円以下 | | 17,500円以下 |
| 1 供用期間 不定回数 の乗車 | 一般 | 41,500円以上 62,500円以下 | | 120,000円以下 |
| | シニア | 31,000円以上 47,000円以下 | | 110,000円以下 |
| | 中学生以下 | 25,500円以上 38,500円以下 | | 70,000円以下 |
| 注 「シニア」とは、60歳以上の者をいう。 | | | | |
| 施行期日 | 令和6年10月5日 | | | |

8 長野市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

| | |
|------|---|
| 担当課 | 建設部住宅課 |
| 理由 | 長野市営住宅、長野市定住促進住宅、長野市特定公共賃貸住宅及び長野市七瀬住宅に係る駐車場の使用料等の算定方法を見直すこと等に伴い、改正するもの |
| 主な内容 | <p>(1) 長野市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 長野市営住宅の駐車場の使用を月の途中から開始した場合又は駐車場を月の途中に明け渡した場合におけるその月の駐車場の使用料は、日割りによって計算するものとする。</p> <p>(2) 長野市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 長野市定住促進住宅の駐車場の使用料について、(1)と同様の改正を行う。</p> <p>(3) 長野市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 ア 長野市特定公共賃貸住宅の駐車場の使用料について、(1)と同様の改正を行う。</p> |

| | <p>イ 長野市特定公共賃貸住宅の入居資格のうち、入居者と同居する者に係る要件を次のように改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親族と現に同居し、又は同居しようとする者。</td> <td>次に掲げる者と現に同居し、又は同居しようとする者。 (ア) 親族 (イ) 児童福祉法の規定により里親に委託されている児童 (ウ) 親族に準ずる者として市長が定める者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 長野市七瀬住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正 長野市七瀬住宅の家賃及び駐車場の使用料（以下「家賃等」という。）を日割りによって計算する場合に、日割りによって計算した家賃等の額に 100円未満の端数があるときは、当該家賃等の額から当該端数を切り捨てるものとする規定を除く。</p> | 改正前 | 改正後 | 親族と現に同居し、又は同居しようとする者。 | 次に掲げる者と現に同居し、又は同居しようとする者。 (ア) 親族 (イ) 児童福祉法の規定により里親に委託されている児童 (ウ) 親族に準ずる者として市長が定める者 |
|-----------------------|--|-----|-----|-----------------------|---|
| 改正前 | 改正後 | | | | |
| 親族と現に同居し、又は同居しようとする者。 | 次に掲げる者と現に同居し、又は同居しようとする者。 (ア) 親族 (イ) 児童福祉法の規定により里親に委託されている児童 (ウ) 親族に準ずる者として市長が定める者 | | | | |
| 施行期日 | 令和7年4月1日。ただし、(3) イについては、令和6年10月8日 | | | | |

9 長野市人権同和教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

| | |
|------|----------------------------------|
| 担当課 | 地域・市民生活部人権・男女共同参画課、教育委員会事務局総務課 |
| 理由 | 長野市田牧人権同和教育集会所を廃止することに伴い、改正するもの |
| 主な内容 | 長野市人権同和教育集会所から長野市田牧人権同和教育集会所を除く。 |
| 施行期日 | 令和6年11月1日 |

10 長野市営運動場条例の一部を改正する条例

| | |
|------|--|
| 担当課 | スポーツ部スポーツ課 |
| 理由 | 長野市営茶臼山スケートパーク（以下「スケートパーク」という。）を設置することに伴い、改正するもの |
| 主な内容 | (1) スケートパークを長野市篠ノ井岡田2060番地2に設置するものと定める。 |

(2) スケートパークの使用料を次のように定める。

| 区分 | | | 使用料 |
|------------------------------------|----------------|-----------------------------|----------|
| 個人使用料 | 一般 | 1回券 | 円 200 |
| | | 回数券(11回) | 2,000 |
| | 小・中学生 及び高校生 | 1回券 | 50 |
| | | 回数券(11回) | 500 |
| 個人使用料 (市民以外の 者が個人使用 する場合) | 一般 | 1回券 | 300 |
| | | 回数券(11回) | 3,000 |
| | 小・中学生 及び高校生 | 1回券 | 50 |
| | | 回数券(11回) | 500 |
| 専用使用料 | | 北エリア、東エリア それ ぞれ1区画1時間につき | 1,000 |
| | | 南エリア 1時間につき | 500 |
| 専用使用料(市民以外の者 が専用使用する 場合) | | 北エリア、東エリア それ ぞれ1区画1時間につき | 1,500 |
| | | 南エリア 1時間につき | 750 |

滑走エリアは、市長が別に定めるところにより北エリア、南エリア及び東エリアに区画するものとする。

北エリア及び東エリアの専用使用は、大会等で使用する場合に限るものとする。

市民以外の者が個人使用する場合は、市外に住所を有する者(市内に通勤し、又は通学している者を除く。以下同じ。)が個人使用する場合をいう。

市民以外の者が専用使用する場合は、市外に住所を有する者が専用使用する場合又は構成員の過半数が市外に住所を有する者である団体が専用使用する場合(大会等で使用する場合であって、当該団体の事務所等の所在地が市内にあるときを除く。)をいう。

使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

施行期日 令和6年10月14日

11 長野市公共下水道条例の一部を改正する条例

| | |
|-----|---------------------------------|
| 担当課 | 上下水道局下水道施設課 |
| 理由 | 除害施設(下水による障害を除去するために必要な施設をいう。以下 |

| | |
|------|--|
| | 同じ。)の設置基準を条例で定めるに当たり従うべきこととされる下水道法施行令の一部が改正されるため、この条例で定める基準についても同様に見直すことに伴い、改正するもの |
| 主な内容 | (1) 除害施設の設置基準に係る規定中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。 (2) その他条文を整備する。 |
| 施行期日 | 令和7年4月1日。ただし、(2)については、公布の日 |